

○ 金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件（平成十九年金融庁・財務省告示第三号）

改正案	現行
<p>第一条 金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第十八条の七第一号に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する業務は、金融商品取引法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により行う業務のうち、次に掲げるもの以外のもとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>第二条 令第十八条の七第二号及び第三号に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する業務は、法第三十五条第一項第九号に掲げる行為に係る業務（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（法第四十条の二の二に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。）に係るものに限る。）とする。</p>	<p>金融商品取引法（以下「法」という。）第三十五条第一項の規定により行う業務のうち、次に掲げるもの以外のも</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p>